

当するものであること。

- 1 当該建築物を建築しようとする土地が指定既存集落内にあること。
- 2 主として当該既存集落及びその周辺の地域に居住している者を入居の対象として建築する必要のあること。
- 3 予定建築物の規模がその地域の入居対象者数を勘案して適切であること。

## 沖縄県開発審査会提案基準第 12 号（令和 7 年 2 月 1 日改正）

### 開発審査会付議案件の変更申請の取扱いについて

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 34 条第 14 号又は同法施行令第 36 条第 1 項第 3 号ホで開発審査会の議を経て許可されたものの変更許可申請（法第 43 条の再許可申請を含む。）について、次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

- 1 申請区域の変更で当該変更に係る部分の面積の合計が 2 ha 未満であり、かつ、変更前の面積の 5 % 未満であること。
- 2 予定建築物の用途の変更がないこと。

## 沖縄県開発審査会提案基準第 13 号（令和 4 年 12 月 28 日改正）

### 既存集落における「自己用住宅」の取扱いについて

既存集落内において、自己の居住の用に供する住宅を建築する目的で行う開発又は建築行為が、次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

- 1 申請地は、申請者が所有しているものであること。
- 2 申請地が、市街化区域と市街化調整区域との区分が定められる前（以下、「線引前」）から血族三親等の範囲内の者が所有している土地であること。なお、申請者の血族四親等の範囲内の者から市街化区域と市街化調整区域との区分が定められた後、相続、贈与又は売買により取得した土地についてもこれを認めるものとする。なお、土地改良事業等により換地された場合は、換地後の土地を線引前から所有している土地とみなす。
- 3 予定建築物の用途が、自己の居住の用に供する一戸建ての専用住宅であること。
- 4 申請者及びその配偶者が、市街化区域内に土地を所有していないこと、又は所有している場合であっても当該土地において建築物を建築することができない明白な理由があること。かつ、申請者とその配偶者が利用可能な住宅用建築物を所有していないこと。
- 5 既存集落とは、次のいずれかの区域にあっておおむね 50 戸以上の建築物が存在して